

横浜市港湾整備事業費会計の会計運営計画（素案）について

「横浜市中期4か年計画」の中で、策定することを位置づけられている港湾整備事業費会計の会計運営計画（素案）についてご報告します。

1 策定の趣旨

施設やインフラなどの整備や改修等の投資を行う特別会計等の運営にあたり、各会計が計画的・効率的かつ安定的に事業に取り組むとともに、本市財政の健全化の推進や透明性の向上にも寄与するよう、「中期4か年計画」に基づき会計運営計画を策定します。

2 策定の対象となる特別会計

港湾局では港湾整備事業費会計が該当します。

その会計で実施している事業は以下のとおりです。

- (1) 公共上屋整備・運営事業
- (2) 新本牧ふ頭整備事業
- (3) 貸付金事業
- (4) 山下ふ頭用地造成等事業

3 記載する内容

- (1) 会計運営計画策定の趣旨・位置づけ等
- (2) 経営の基本方針、事業目標等各事業の計画
- (3) 収支計画
- (4) 会計運営計画の事後検証、更新等

4 計画期間

令和2～5年度（「中期計画」と同様に4か年の計画期間とします。）

5 今後の策定スケジュール

今回の委員会で素案のご説明を行い、ご意見を伺った後に、次回の委員会において策定する予定です。

横浜市港湾整備事業費会計 会計運営計画

(令和2～5年度)

(素案)

令和2年3月

横 浜 市 港 湾 局

目 次

I 会計運営計画策定の趣旨・位置づけ等

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 港湾整備事業費会計で実施している事業	1

II 各事業の計画について

1 公共上屋整備・運営事業	1
2 新本牧ふ頭整備事業	
2-1 第1期地区整備事業	4
2-2 第2期地区整備事業（国直轄事業）	6
3 貸付金事業	7
4 山下ふ頭用地造成等事業	9
III 収支計画	10

IV 会計運営計画の事後検証、更新等

11

(参考) 根拠法令

11

I 会計運営計画策定の趣旨・位置づけ等

1 策定の趣旨

施設やインフラなどの整備や改修等の投資を行う特別会計等の運営にあたり、各会計が計画的・効率的かつ安定的に事業に取り組むとともに、本市財政の健全化の推進や透明性の向上にも寄与するよう、「横浜市中期4か年計画」に基づき会計運営計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、総務省が公営企業に策定を求めている「経営戦略」として位置づけます。

3 計画期間

令和2～5年度

「横浜市中期4か年計画」と同様に4か年の計画期間とします。

4 港湾整備事業費会計で実施している事業

- (1) 公共上屋整備・運営事業
- (2) 新本牧ふ頭整備事業
- (3) 貸付金事業
- (4) 山下ふ頭用地造成等事業

II 各事業の計画について

1 公共上屋整備・運営事業（事業開始年度：昭和32年度）

「地方財政法第6条」に基づき設置した特別会計において、貨物の荷さばきなどに使用される公共上屋を整備・運営し、使用者からの料金収入で賄う事業です。

【上屋の例】

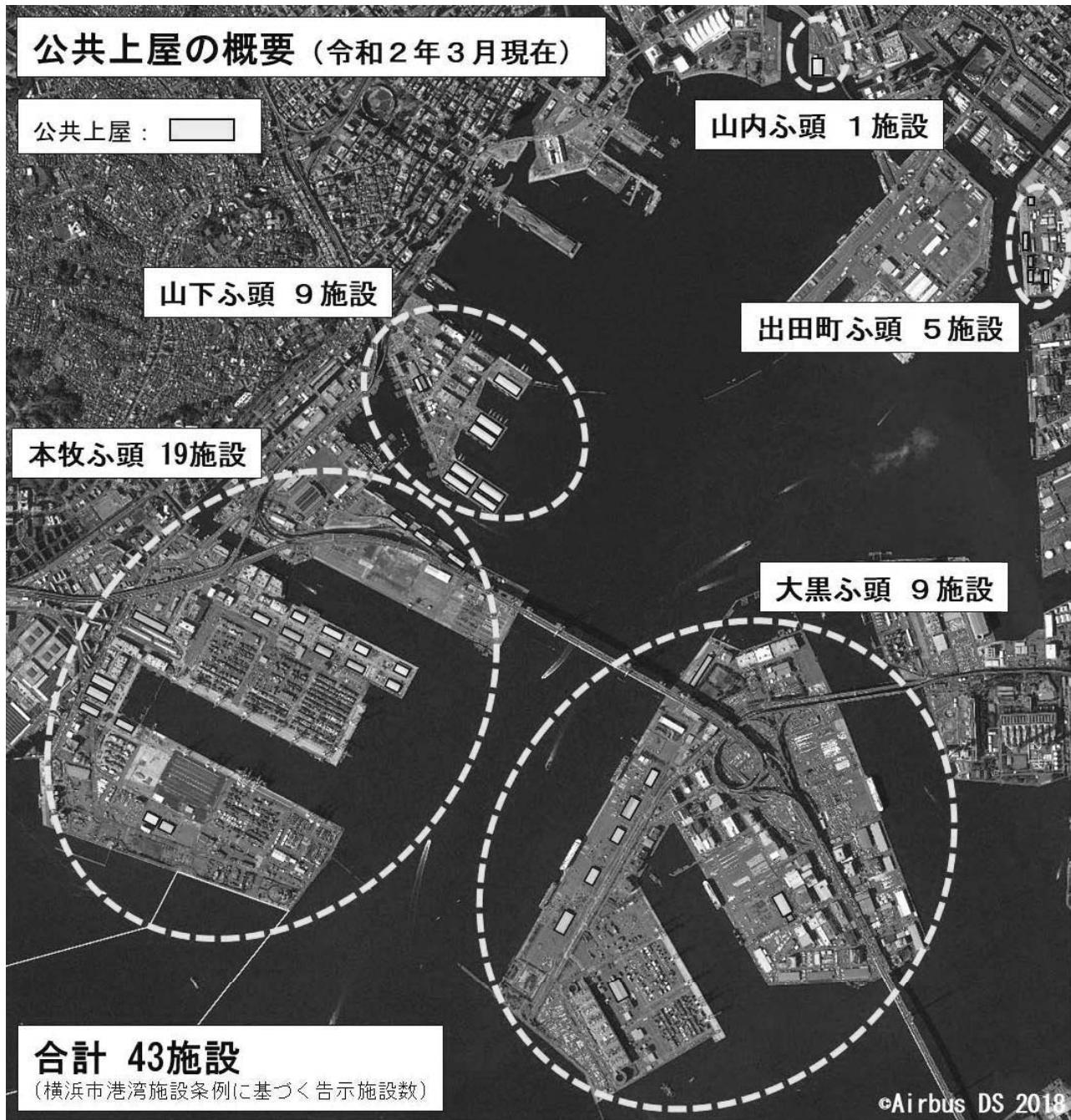


(1) 事業概要

ア 内容

港湾運送事業者が、貨物のコンテナからの積卸し、荷さばき及び一時保管等のために使用する公共上屋について、整備・運営を行う事業です。

また、ふ頭の再編強化等に伴い、物流ニーズに応じた再配置を図るため、新たな施設整備を行います。



イ 主な財源

上屋整備の財源：市債

市債償還や管理運営費の財源：料金収入（上屋使用料）

ウ 事業に伴う支出

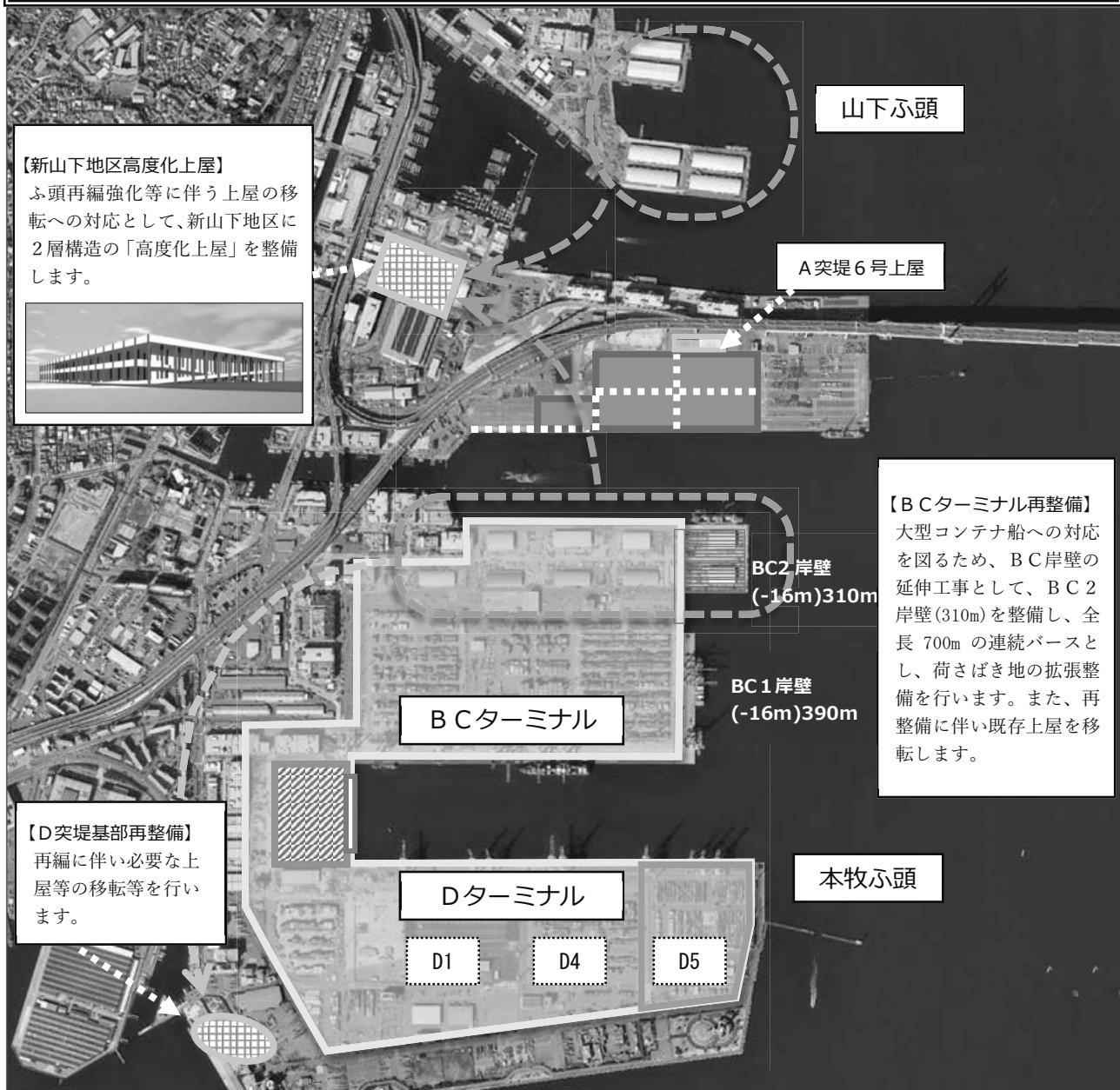
施設等整備費、指定管理費、維持補修費、その他業務委託費等

(2) 経営の基本方針

横浜港の国際競争力を支えるため、使いやすく、安全で働きやすい、環境面に配慮された施設を提供します。また、効率的な施設運営につとめ、料金収入の安定確保のため利用促進を図ります。

土地の有効活用のための高度化やコンテナ化など変化する物流ニーズへの対応などにより、健全な経営を目指すとともに、ふ頭の再編強化を推進します。

(参考) ふ頭の再編強化に伴う上屋整備計画



(3) 事業目標、取組及び効果

公共上屋の管理運営については、引き続き、指定管理者制度による民間活力を活用し、サービス向上と経費の節減を図ります。ふ頭の再編強化等に伴い、新山下地区に2層構造の「高度化上屋」を整備するとともに、本牧地区に公共上屋を整備し、令和4年度の供用開始を目指します。

本事業により、国際海上貨物の輸送網の構築や定着が図られるとともに、港で働く港湾関係者の安定的な雇用の確保・創出にもつながります。

(4) 計画期間後の見通しや検討予定の取組

計画的な点検、修繕、改良を実施し、施設の長寿命化を図ります。

長期的な収支の見通しを踏まえ、繰越金は適切に管理します。

2 新本牧ふ頭整備事業

新本牧ふ頭は、大水深高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設からなる新たな物流拠点を形成するものです。また、南本牧ふ頭埋立完了に続く市内公共建設発生土等を安定的に受け入れる役割も担います。

事業規模の明確化や収支の透明性を図る観点から、特別会計で経理しています。



2-1 第1期地区整備事業（事業開始年度：令和元年度）

(1) 事業概要

ア 内容

輸入貨物の取扱機能を強化し、貨物の増大と基幹航路の維持・拡大を図るため、新たなロジスティクス拠点を形成します。整備にあたっては、本牧ふ頭D突堤地先を埋め立て、物流倉庫等を建設するための土地造成や、臨港道路、上下水道などのインフラを整えます。土地造成には、中央新幹線首都圏区間のトンネル掘削土砂を活用し、東海旅客鉄道株式会社の受益者負担等により護岸整備費を貢います。

横浜航路側の護岸沿いには、海釣りなどを行える水際線緑地を形成するとともに、生物共生型護岸を導入します。

イ 主な財源

護岸整備等の財源：東海旅客鉄道株式会社からの負担金、国費、市債

基盤整備の財源：国費、市債

市債償還の財源：土地貸付料収入（基盤整備）、一般会計繰入金（国直轄負担金）

ウ 事業に伴う支出

護岸整備費、地盤改良費、道路整備費、上下水道整備費、緑地整備費等

（2）経営の基本方針

荷主や物流事業者に選ばれる効率的で利便性の高いロジスティクス拠点としてことで、企業の進出を促し、健全な経営を目指します。

多様な海洋生物の生息の場の創出により、海の自然再生や水環境の改善などに取り組みます。

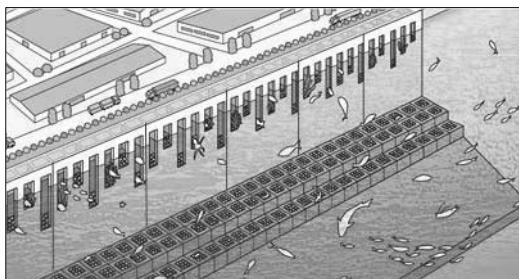
（3）事業目標、取組及び効果

高度な流通加工や精緻な温度管理など付加価値の高い機能を有する物流施設を集積したロジスティクス拠点の令和元年代後半の完成を目指します。

南本牧ふ頭埋立完了後も切れ目なく市内公共建設発生土等を受け入れられるよう、スケジュール管理をしっかりと行っています。このことにより、本市の都市基盤整備を長期的かつ安定的に支えることができます。

水際線緑地の整備により、市民が海釣りなど、身近な海洋レクリエーションに親しめるようになるとともに、生物共生型護岸の整備により、海の自然再生、水環境の改善、環境教育の場の創出等につなげます。

【生物共生型護岸のイメージ】



<生物共生型護岸>

護岸のスリットを階段状にすることや、護岸前面にブロックを配置することで、海の生物が生息しやすい多様な水深帯を持つ構造としたものです。

（4）計画期間後の見通しや検討予定の取組

荷主や物流事業者に選ばれる効率的で利便性の高い物流拠点としていくため、使いやすい土地利用レイアウト、近隣のコンテナターミナルや広域幹線道路とのアクセス強化などについて検討を進めます。

市内公共事業や東海旅客鉄道株式会社が行う中央新幹線整備事業等の建設発生土を着実に受け入れられるよう整備を進めます。

水際線緑地の整備に向けて、安全性等に十分に配慮し、市民に親しまれる施設となるよう設計等を進めます。

2－2 第2期地区整備事業（国直轄事業）（事業開始年度：令和元年度）

（1）事業概要

ア 内容

「港湾法第52条第1項」に基づき、国土交通省が事業主体となり、急速に進むコンテナ船の大型化等に対応し、基幹航路の維持・拡大を図るため、水深18m以上、延長1,000mの岸壁を有する国内最高水準の最新鋭コンテナターミナルを整備します。

整備後は、国有施設として、国から港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社へ貸し付けられ、ターミナルとして運営されます。

整備費の一部（事業費の3/10～4.5/10）は、「同条第2項」に基づき、港湾管理者である本市が国直轄負担金として負担します。

市債の償還は、一般会計繰入金で賄います。

イ 主な財源

ふ頭整備の財源（国直轄事業の本市負担分）：市債

市債償還の財源：一般会計繰入金

ウ 事業に伴う支出

岸壁・護岸整備費、地盤改良費、荷さばき地整備費、道路整備費、防波堤整備費等

（2）経営の基本方針

「国際コンテナ戦略港湾」として、基幹航路の維持・拡大を図るため、事業者である国と連携し、スピード感を持って整備に取り組みます。

（3）事業目標、取組及び効果

コンテナ船の大型化が急速に進展する中、南本牧MC3、4に続く水深18m岸壁を有するコンテナターミナルを、時期を逸する事がないよう整備に取り組み、令和10年代前半の完成を目指します。基幹航路の維持・拡大により、定時性の確保、輸送日数や輸送コストの低減、積残しや荷痛み等のリスクの回避、国際情勢の影響を受けないなど、市民生活や経済活動の安定化を図ります。

（4）計画期間後の見通しや検討予定の取組

市有コンテナターミナルの国有化に伴う売却収入での財源確保など、市費負担の軽減に向けて国と調整していきます。

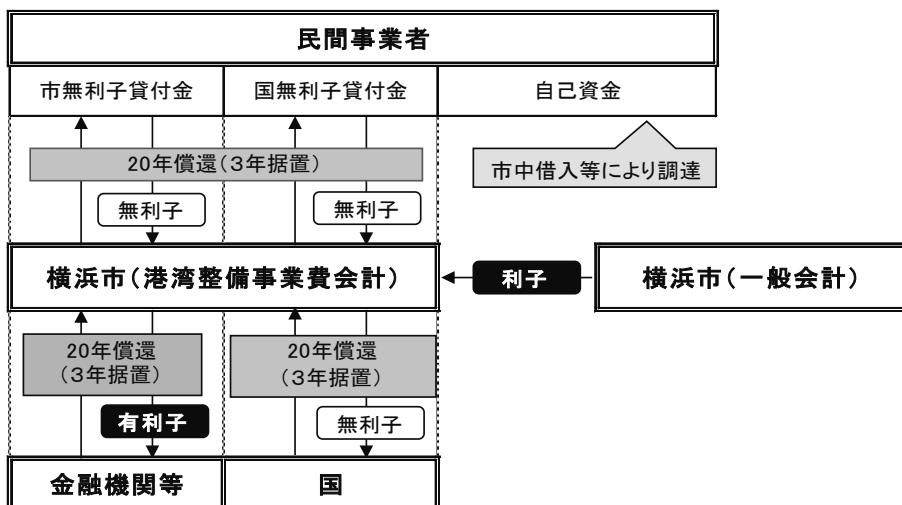
3 貸付金事業（事業開始年度：平成 21 年度）

「港湾法第 55 条の 7 及び 9」、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第 6 条」に基づき、港湾の荷さばき施設等の整備について国が認定した適格事業者に対し、横浜市が国費の無利子貸付金を受け、横浜市分の無利子貸付金と合わせて、その建設・改良資金の無利子貸付けを行う事業です。

本事業は、元金等の事業者からの償還金及び市貸付分の利子についての一般会計繰入金で賄います。

【貸付けのしくみ】

例：物流施設整備費貸付金（貸付割合 国：横浜市：民間事業者 = 3 : 3 : 4）



【各貸付事業対象施設】

港湾施設整備費貸付金

【コンテナターミナル施設】

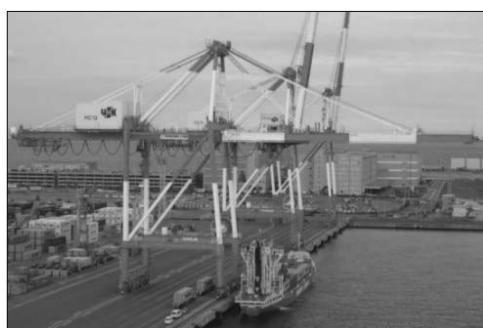


物流施設整備費貸付金

【民間倉庫】



【ガントリークレーン】



客船施設整備費貸付金

【客船ターミナル】



(1) 事業概要

ア 内容

事業名	港湾施設整備費貸付金		物流施設整備費 貸付金	客船施設整備費 貸付金
事業者	港湾運営会社 (横浜川崎国際港湾 株式会社)	指定会社 (横浜港埠頭株式 会社)	荷さばき施設又は 保管施設等を整備 する民間事業者	旅客施設等を整備 する民間事業者
対象施設	コンテナターミナル 等 (例) : 荷役機械、管 理用施設、ヤード施 設等 (港湾法第 55 条の9)	指定会社所有の貨 物船用施設(コンテ ナターミナル以外) (例) : 上屋、ヤード施 設等 (特定外貿埠頭の管理運 営に関する法律第6条)	コンテナターミナル 近傍に立地する 流通加工機能等を 備えた物流施設 (港湾法第 55 条の7)	旅客施設及びこれ に附帯する駐車場 等の港湾施設 (港湾法第 55 条の7)
貸付割合	4 : 国無利子分 4 : 市無利子分 1 : 有利子分 1 : 事業者の自己資金	1 : 国無利子分 1 : 市無利子分 4 : 有利子分 4 : 事業者の自己資金	3 : 国無利子分 3 : 市無利子分 4 : 事業者の自己資金	

イ 主な財源

貸付資金の財源 : 市債、国からの無利子貸付金

市債償還の財源 : 事業者からの償還金 (元金分)、一般会計繰入金 (利子分)

ウ 事業に伴う支出

事業者に対する貸付金、公債費

(2) 経営の基本方針

国からの無利子貸付金を活用して、最小限の市費負担により、「国際コンテナ戦略港
湾」におけるコンテナターミナル等の施設、民間物流施設及び民設客船ターミナルの
整備を促進します。

(3) 事業目標、取組及び効果

ア 港湾施設整備費貸付金

国際競争力強化のため、船舶の大型化に対応した高規格コンテナターミナルを低
廉な料金で利用者に提供する必要性があります。そこで、ガントリークレーンの整
備等に対し、無利子及び低利貸付け等を行い、港湾運営会社等の施設調達コストを
引き下げることで、船会社等の港湾利用コストを軽減し、基幹航路等の維持・拡大
につなげます。

イ 物流施設整備費貸付金

コンテナ貨物取扱量の拡大と定着を図る取組として、これまでに3件の貸付けを行ってきました。引き続き、民間事業者の意向等を踏まえながら貸付けを行い、本牧ふ頭A突堤に形成するロジスティクス拠点への進出を促します。

民間事業者がコンテナターミナルの背後地に、流通加工機能等を備えた高機能な物流施設整備を行うことにより、コンテナ貨物の需要創出が見込まれます。

ウ 客船施設整備費貸付金

客船の受入機能強化として、民間事業者が整備を行う新港ふ頭客船ターミナルについて貸付けを行うことで、商業施設やホテルを併設した新たな賑わいの拠点が整備されました。

民間事業者と連携したクルーズ旅客へのサービスを提供することにより、商業施設と一体となって、みなとの賑わいを創出します。

(4) 計画期間後の見通しや検討予定の取組

貸付制度を活用した事業者の事業実績や経営状況等を継続的にモニタリングすることで、確実な償還を図っていきます。

4 山下ふ頭用地造成等事業（事業開始年度：平成28年度）

平成27年9月に策定した「山下ふ頭開発基本計画」に基づき、約47haの広大な敷地を生かして都心臨海部の新たな賑わい拠点の形成を目指し、市債を活用して既存の民間倉庫等の移転を進め、民間事業者による開発が可能な環境を整える事業です。

市債は土地貸付料収入で償還します。

(1) 事業概要

ア 内容

操業中の倉庫事業者等と移転協議を行い、建物調査等のうえ、移転補償契約を締結します。これにより倉庫等の移転・解体を進め、民間事業者が開発できる用地を造成します。

イ 主な財源

用地造成費の財源：市債

市債の償還財源：土地貸付料収入

ウ 事業に伴う支出

移転補償費、建物解体費、調査費等、公債費

(2) 経営の基本方針

2020年代後半に新たな賑わい拠点が形成されるよう、倉庫等の移転を行い、開発を行う民間事業者からの土地貸付料収入により市債を償還します。

(3) 事業目標、取組及び効果

民間事業者による開発が可能な環境を整えるため、倉庫事業者等に再開発の必要性を丁寧に説明するとともに、倉庫事業者等への移転候補地の提示や移転先でのニーズの把握を行い、倉庫等の移転を促進します。民間事業者の開発により、都心臨海部の新たな賑わい拠点が形成されます。

(4) 計画期間後の見通しや検討予定の取組

土地貸付料収入により、市債の償還を行っていきます。

III 収支計画

(単位:百万円)

区分	年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳 入(A)	入(A)	37,059	42,123	22,826	24,621
料 金 収 入		1,303	1,296	1,268	1,268
市 債		14,024	19,124	12,182	15,068
そ の 他		21,632	21,590	9,235	8,101
一 般 会 計 繰 入 金		100	113	141	184
歳 出(B)	出(B)	37,459	41,731	22,216	24,211
人 件 費		147	147	147	147
行 政 運 営 費		1,235	1,032	664	828
施 設 等 整 備 費		30,201	32,139	18,172	13,453
公 債 費		1,284	1,534	1,825	2,314
そ の 他		4,592	6,879	1,408	7,469
前 年 度 か ら の 繰 越 金(C)		2,718	2,318	2,710	3,320
前 年 度 繰 上 充 用 金(D)					
形 式 収 支	(A-B+C-D = E)	2,318	2,710	3,320	3,730
翌年度へ繰り越すべき財源(F)		0	0	0	0
実 質 収 支	(E - F)	2,318	2,710	3,320	3,730

【説明】

- ・適切な料金収入の確保と計画的な設備投資を行うことで、引き続き収支を均衡させます。
- ・施設等整備費については、東海旅客鉄道株式会社からの負担金などのその他収入を確保することにより、市債の発行を抑制し、一般会計の負担を最小限とします。
- ・本市中期4か年計画に掲げている財政目標に沿って取り組むとともに、令和4年度以降についても、一般会計負担を考慮し、計画的な市債活用を図ります。

IV 会計運営計画の事後検証、更新等

大きな政策変更等の状況の変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施します。

計画の更新（新たな計画の策定）は、現計画の課題・成果の検証結果を踏まえて実施します。

（参考）根拠法令

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抜粋）

（公営企業の経営）

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抜粋）

（直轄工事）

第五十二条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

一 國際戦略港湾が長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設として国土交通省令で定めるもの及びこれに附帯する荷さばき地の港湾工事

（第2号から第5号まで省略）

2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に定める割合で負担する。

一 國際戦略港湾における係留施設であつて、前項第一号の国土交通省令で定めるもの 十分の三

二 前号に掲げる施設に附帯する荷さばき地 三分の一

三 國際戦略港湾又は国際拠点港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設（これらの施設のうち、国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。）又は臨港交通施設（第一号及び第八号に掲げる施設を除く。）三分の一

四 國際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（第一号、前号及び第八号に掲げる施設を除く。） 十分の四・五

（第5号から第8号まで及び第3項省略）

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者（国を除く。）で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

(第2項から第5項まで省略)

(埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の九 国は、国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が港湾運営会社に対し、埠頭群を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する第五十五条の七第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

(第2項省略)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抜粋）

(外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)

第六条 政府は、港湾管理者が指定会社に対し港湾法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

(第2項省略)